

国際教養大学施設管理業務委託契約書（案）

公立大学法人国際教養大学 理事長 モンテ・カセム（以下「甲」という）と〇〇〇〇以下「乙」という）とは、下記のとおり委託業務契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、別添仕様書のとおり乙に請け負わせ、その業務の履行に対して代金を支払うものとする。

（委託業務費等）

- 第2条 甲は、乙の業務の履行に対して総額〇〇〇円（消費税及び地方消費税〇〇〇円）を支払うものとする。料金の支払いは、別紙按分表のとおりとし、請求書が正当であると認めた時は、5月以降毎月末に前月分を支払うものとする。
- 2 消費税及び地方消費税率が改正された場合、発注者と受注者は税率の変更により増加額相当分の変更契約について協議する。
 - 3 乙は、業務が完了したときは、委託業務月次完了届及び委託業務料請求書を業務完了後7日以内に、甲に提出するものとする。

（契約の期間）

第3条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（注意義務等）

第4条 乙は、その業務の遂行にあたり、甲の事業経営に支障を与えないように指揮し、常に善良なる管理者の注意をもって甲の監督要望に従うものとする。

（損害賠償）

第5条 乙は、乙の作業員が業務を実施するにあたり、甲の機械器具、什器備品、その他甲又は第3者に損害を与えたときは、原状に復し又は損害を賠償しなければならない。

ただし、甲においてやむを得ないと認めたとき又は乙において無過失を立証したときはこの限りではない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、その業務実施に当たって知り得た秘密を第3者に漏らしてはならない。

(契約の解約)

第7条 甲は、乙が契約不履行、又は不正行為、その他重大な過失があると認められたときには、この契約を解除することができるものとする。

(契約保証金)

第8条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を公立大学法人国際教養大学契約事務規程第22条第3号の規定により免除する。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項、又は質疑が生じたときには。その都度、甲乙協議して決めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年3月 日

甲 秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2
公立大学法人 国際教養大学
理事長 モンテ・カセム

乙